

16 焼ちくわ

商品名：焼ちくわ



原材料名

原材料に占める重量の割合の高い順に最も一般的な名称で表示します。

【魚肉の表示例】

・使用した魚類の名称を全て表示します。

原材料名	スケトウダラ、イトヨリダイ、でん粉、ハモ、グチ、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油
------	---

・特定の種類の魚類の名称を表示していない場合に限り「魚」又は「魚肉」と一括して表示できます。

原材料名	魚肉、でん粉、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油
------	--------------------------------------

・使用したすべての魚類をまとめて表示できます。

原材料名	魚肉(スケトウダラ、イトヨリダイ、ハモ、グチ)、でん粉、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油
------	---

・使用する魚類が4種以上の場合、「魚肉」の文字に括弧を付して重量割合の高いものから順に3種の魚類名を表示し、その他の魚類は「その他」と表示できます。

原材料名	魚肉(スケトウダラ、イトヨリダイ、ハモ、その他)、でん粉、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油
------	--

名称

「焼ちくわ」、「魚肉ねり製品」などと食品の内容を表す一般的な名称を表示します。一般的な名称ではない商品名を名称として表示することは適切ではありません。

名 称	焼ちくわ
原 材 料 名	スケトウダラ、イトヨリダイ、でん粉、ハモ、グチ、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油/調味料(アミノ酸等)、加工デンプン、ソルビトール、貝カルシウム、キシロース
原料原産地名	アメリカ産、国産(スケトウダラ)
内 容 量	3本
消 費 期 限	枠外下部に記載
保 存 方 法	要冷蔵(10℃以下)
販 売 者	株式会社〇〇 +AA 徳島県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

製造所固有記号

製造所固有記号

原則として同一製品を2か所以上の製造所で製造している場合、製造所固有記号による表示ができます。製造所固有記号を表示することで、製造所の表示に代えることができます。製造所固有記号は製造者の住所、氏名又は名称の後に「+」を冠して表示します。この表示例は、当該製品を製造している全ての製造者の名称、製造所の製造所固有記号と所在地を表示したものです。

AA △△株式会社 徳島県△△市△△町△-△-△
AB □□株式会社 □□県□□市□□町□-□-□

消費期限 2021年10月20日

本製品に使用している魚は、えび、かにを食べています。

アレルゲンのコンタミネーションの注意喚起表示

食品を製造する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せず混入(コンタミネーション)してしまう場合があります。防止策の徹底を図っても混入の可能性が排除できない場合、一括表示欄外に注意喚起することが望ましいです。なお、特定原材料等に関し「入っているかもしれない」などの可能性表示は認められません。

【表示例】

原材料として使用する魚がえび、かにを捕食していることにより、コンタミネーションしてしまう場合
「本製品で使用している魚は、えび、かにを食べています。」

添加物

添加物に占める重量の割合の高い順に添加物の物質名を表示します。

添加物は添加物欄を設けて表示したり、原材料名欄にスラッシュ(/)や改行などで区分して表示します。この表示例では、原材料と添加物をスラッシュ(/)の記号により区分しています。

(参考)

*調味料の表示について

調味料として使われる添加物は、物質によりアミノ酸、核酸、有機酸、無機塩に分類されます。L-グルタミン酸ナトリウムはアミノ酸に、5'-イノシン酸ナトリウムは核酸に分類されます。アミノ酸のみ使用している場合は「調味料(アミノ酸)」、核酸のみ使用している場合は「調味料(核酸)」と表示します。アミノ酸と核酸など複数を使用している場合は、主として構成されるものに等を付して「調味料(アミノ酸等)」、「調味料(核酸等)」などと表示します。

アレルゲン

特定原材料等が原材料、添加物に含まれている場合は、アレルゲン表示を行います。個別表示をする場合は、含まれている原材料、添加物の後に括弧を付して表示します。原材料の場合は(〇〇を含む)、添加物は(〇〇由来)と表示します。

「卵黄」、「卵白」は「卵」の文字を含んでいますが、アレルゲン表示としては「卵」であることを食物アレルギー患者等に認識してもらうとともに、誤認を防止するため、卵の拡大表記として取り扱いませんので、「卵黄(卵を含む)」、「卵白(卵を含む)」と含む旨の表示が必要です。

内容量

内容重量(g又はkg)、内容体積(mlまたはℓ)、または内容数量(〇個入りなど)により表示します。

期限表示

品質が急速に劣化しやすい食品には「消費期限」を、それ以外の比較的劣化しにくい食品には「賞味期限」を表示します。製造又は加工した日から賞味期限までの期間が3か月を超える場合は、期限を年月で表示することができます。

期限を一括表示部分に表示することが困難な場合は、賞味期限欄に「枠外下部記載」等と表示箇所を指定して表示すれば他の箇所に表示できます。

この期限は記載した保存方法で保存した場合の期限です。

保存方法

「10℃以下で保存」、「要冷蔵(10℃以下)」など、流通、家庭等において可能な保存の方法を、読みやすく、消費者が理解しやすいような用語で具体的に表示します。

冷凍魚肉ねり製品は、食品衛生法により保存方法の基準が「-15℃以下で保存しなければならない」と定められていますので、「-15℃以下で保存」、「要冷凍(-18℃以下)」などと基準に従って表示します。

販売者(表示内容に責任を有する者)

製造者等との合意等により、製造者等に代わって販売者が表示責任者となるのが可能です。(他者に製造を委託しており、製造委託者が表示責任者となる場合など)この場合、事項名は「販売者」になります。販売者の氏名又は名称と消費者等の製品に対する問合せ等に応答できる住所を表示します。

原料原産地名

重量割合が上位1位の原材料に表示をします。原材料を複数使用している場合は、どの原材料の原産地であるか分かるように、産地名の後に括弧を付して原産地に対応した原材料名を表示します。

複数の原産地の原材料を混合して使用している場合は、原産地を重量の割合の高いものから順に表示します。

対象の原材料が魚肉などの生鮮食品の場合は原産地を表示します。原材料が国産品であるものは国産である旨を、原材料が輸入品であるものは原産国名を表示します。国産品の場合、国産である旨にかえて、「徳島県産」など水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名による表示が可能です。

【魚肉の原料原産地名表示例】

・使用した魚類の名称を全て表示した場合
重量順上位1位となるスケトウダラの原産地を表示します。

原材料名	スケトウダラ(国産)、イトヨリダイ、でん粉、ハモ、グチ、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油
------	---

・使用したすべての魚類をまとめて魚肉と表示した場合
重量順上位1位となる魚肉の原産地を表示します。

原材料名	魚肉(国産、アメリカ産、カナダ産)、でん粉、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油
------	---

・使用したすべての魚類をまとめて表示した場合
スケトウダラ又は魚肉の原産地を表示します。

原材料名	魚肉(スケトウダラ(国産)、イトヨリダイ、ハモ、グチ)、でん粉、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油
------	---

原材料名	魚肉((国産、アメリカ産、カナダ産)(スケトウダラ、イトヨリダイ、ハモ、グチ))、でん粉、砂糖、食塩、発酵調味料、ぶどう糖、卵白(卵を含む)、植物油
------	--